

「ぐんま知っ得食品表示」は、タイムリーな食品表示に関する情報をお届けする消費者向け情報紙です。

平成29年9月1日に食品表示法の食品表示基準が改正され、輸入品を除く全ての加工食品について、一番多い原材料の産地・製造地が表示されるようになりました。食品メーカー等が食品表示を変更するために設けられていた準備期間が令和4年3月末で終了し、翌日の4月1日から完全に切り替わります。

どうして原材料の産地や製造地を表示するの？



スーパーマーケット等には、国内で作られた食品だけでなく、世界各地で作られた食品が並んでいます。

また、加工食品では、製造場所が国内であっても、原材料の産地・製造地は外国という場合も多くあります。このため、私たちが加工食品を選ぶとき、原材料として何を使っているかということはもちろん、その原材料がどこで作られたかという情報も、大切な情報となります。

そこで、私たちが納得して食品を選ぶことができるように、食品メーカー等に対し、加工食品について、その原材料の産地・製造地の表示を義務づけることになりました。

どのような表示になるの？



原則として国内で製造又は加工した全ての加工食品について、原材料の産地・製造地が表示されます。また、輸入品については、その商品がどの国から輸入されたものかを示す「原産国名」を表示します。

なお、レストランなどの外食、販売する店舗で調理された食品は対象外です。

原則として一番多い原材料（最初に記載される原材料）について、原材料の産地・製造地が表示されます。

①一番多い原材料が**生鮮食品**の場合

名 称 ウィナーソーセージ
原材料名 **豚肉（国産）**、豚脂肪、…

一番多い原材料の**産地**が表示されます → 「〇〇産」

②一番多い原材料が**加工食品**の場合

名 称 ビスケット
原材料名 **小麦粉（国内製造）**、砂糖、…

一番多い原材料の**製造地**が表示されます → 「〇〇製造」

※加工食品である小麦粉が国内で製造されたことを意味します。
小麦の産地が「国産」であるという意味ではありません。

原材料について、複数の産地又は製造地がある場合は、重量の多い順に国名が表示されます。

表示例（原材料が生鮮食品である豚肉の場合）	
産地が、 1か国の場合	豚肉（国産）
産地が、 2か国の場合	豚肉（国産、アメリカ産） <div data-bbox="874 443 1246 562" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content;"> 「国産」の方が「アメリカ産」より多く使われていることを示します。 </div>
産地が、 3か国以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 全てを表示する場合 豚肉（国産、アメリカ産、カナダ産、デンマーク産） ● 3か国以降を「その他」と表示する場合 豚肉（国産、アメリカ産、その他） <div data-bbox="1070 712 1442 887" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content;"> 原材料の原産地が3か国以上ある場合、多い順に2か国を記載し、3か国目以降はその他にまとめて表示されることもあります。 </div>

食品表示の詳しい説明は次の県ホームページをご覧ください

県ホームページに食品表示について説明した、以下の動画やテキストを掲載しています。ぜひご覧ください。 >群馬県ホームページ「食品表示教材をご利用ください」

URL : <https://www.pref.gunma.jp/05/by0100009.html>

動画で解説

「新 わかる！役立つ！食品表示」



食品表示のテキスト(PDF)

「ググッと役立つ食品表示ガイド」



問い合わせ先

群馬県 健康福祉部 食品・生活衛生課 食品安全推進室
 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
 電話：027-226-2421,2425 FAX：027-243-3426
 E-mail：shokuseika@pref.gunma.lg.jp

